

2024年3月19日

マツダ株式会社

マツダ特約販売会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

このたび、マツダ特約販売会社4社(東海マツダ販売株式会社、株式会社西四国マツダ、株式会社広島マツダ、株式会社神戸マツダ)は、お客様に提供した「車両用クレベリン」(車室内消臭・除菌を目的としたアフターサービス商品。以下、当該商品)の効果・効能表示について、不当景品類及び不当表示防止法(以下、景品表示法)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第7条第1項に基づく措置命令を受けました。

各販売会社をご利用いただいているお客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様にご多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 措置命令の対象商品

車両用クレベリン 2015年(平成27年)8月より販売

2. 措置命令の対象となる事実

当該商品の施工により、あたかも車室内において約3カ月有効な除菌効果等が得られるかのような表示をしていたことが、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

この度の措置命令について、各販売会社において適切に対応していくとともに、弊社といたしましても、今回のことを重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、当該商品につきましては、既に全てのマツダ特約販売会社において取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先] マツダコールセンター 0120-386-919

受付時間 平日: 9:00~17:00、土日祝: 9:00~12:00 13:00~17:00

以上